

佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例（平成26年12月17日条例第36号）

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第20条第1項に規定する勤務の体制に係る記録</p> <p>(2) 介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</p> <p>2 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p>